

ユニバーサルスポーツ分科会報告

2024年3月

HYOGOスポーツ新展開検討委員会

ユニバーサルスポーツ分科会

東京 2020 パラリンピック競技大会のレガシーとして、パラスポーツは国民の大きな関心を集め、障害の有無に関わらず、様々な立場にある人々が個々の力を発揮できる社会の実現に向けた機運が醸成された。このレガシーを基盤に、今年の神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会を契機に、本県における障害者スポーツ振興を通じた共生社会の実現、障害者の社会参画の促進に向けて、より一層のパラスポーツの普及促進が必要である。

パラスポーツの議論を進めるにあたり、その前提となる障害者理解を進めていく必要がある。小さい頃から、障害者と健常者が触れあえる環境を作ることに配慮しなければならない。障害特性により配慮が必要な部分もあるが、最終的には障害者も健常者も一緒であるという意識を皆が共有し、そうした取組の先に始めてパラスポーツの普及という議論になることに留意が必要である。

本県では、パラスポーツの普及は進めているがその取組は十分ではなく、健常者と比較し、障害者のスポーツ実施率は低いのが現状である。パラスポーツの普及には何が必要かについて、まず検証を行い、普及が進めばパラスポーツに主体的に取り組みアスリートを目指す障害者も出てくることから、次のステップとして、アスリートの発掘・育成・強化についての議論を行った。

そして、普及やアスリート育成のためには、優れた指導者やスポーツ拠点施設の存在が欠かせないことから、これらの点について必要な施策に係る議論を行い、こうした取組を推進するにあたっての行政における推進体制についても検討を行った。

1 パラスポーツの普及・理解促進

パラスポーツの普及・理解促進のためには、先に述べたように、子どもから大人まで、健常者も障害者も関係無く競技を実施し、両者の壁を無くす環境づくりが必要である。あわせて、子どもや壮年、高齢者などの各年齢層へのスポーツ体験機会の充実を図っていかなければならない。

また、障害者には先天性の障害者と後天性の障害者がおり、両者には異なったアプローチが必要なことにも留意が必要となる。加えて、障害者にパラスポーツに関する情報が十分に届いていないとの指摘もあるため、情報発信、普及啓発の強化が必要である。

(1) パラスポーツ体験会・出前講座の充実等

県では、県内各地域での体験会や、小・中学校等への出前講座を実施しているが、コロナ禍前と比較し、参加者が減少している。

体験会について、全県での実施や定期的な開催を検討し、その際には障害者、健常者が一緒に体験できるようにすべきである。また、地方部でのイベント開催が少ないことから、地域のお祭りと連携するなど実施方法にも工夫が必要である。

出前講座については、障害者が取り組むスポーツ競技に偏りが見られることから、これまで周知が十分でなかった競技の講座の充実や、障害特性に応じた実施方法の工夫を行うとともに、誰もが参加しやすい魅力のあるスポーツの創発についても検討すべきである。

(2) 官民連携イベントの充実

公益財団法人兵庫県障害者スポーツ協会（以下「障害者スポーツ協会」という。）では、企業や大学等と「障害者スポーツ応援協定」を締結している。締結団体は増加しているが、官民連携イベント数は大きな変化がなく、締結団体との間で定期的な会合も開催されていない。締結団体との連携を強化しイベントの充実を図るとともに、現状では健常者対象のイベントでも、障害者の参加を可能にするなどの工夫が必要である。

(3) 福祉事業所での取組強化

障害者は就労継続支援 B 型事業所などの福祉事業所において、1日の大半を過ごしており、そこでの活動が1日の大きなウエイトを占めるため、事業所における活動の中にスポーツを取り入れているかなど、パラスポーツへの取組について現状を把握した上での対応が必要である。

また、福祉事業所でのスポーツ活動の目的は、主に「余暇」「療育」「就労への活用」に分かれ、療育については、運動療法としてのスポーツの活用、就労への活用については、基礎体力作りやチームスポーツを通して人間関係を学ぶことなどが挙げられる。

障害者の特性を考えれば、福祉事業所へのスポーツの普及は、強いインセンティブが働くシステムがないと難しいと考えられるため、例えば、県が推奨するスポーツ活動に参加した場合に工賃加算するなどの優遇策の検討が必要である。

(4) 全国障害者スポーツ大会の普及啓発の強化

障害者の国体である全国障害者スポーツ大会について、あまり周知がされていないことから、スポーツに取り組む障害者のモチベーションとなるよう大会の普及啓発を強化すべきである。

また、同大会への参加については、スポーツを通じた障害者の社会参加促進をめざす側面があるため、兵庫県では出場選手全体に占める初出場枠を2分の1以上確保するなどの基準が設けられているが、障害者の社会参加の趣旨に立ち返ると、再出場は認めない方がよいとの指摘もあり検討が必要である。さらには地域性に配慮した選考枠を検討するなど、予選的位置づけとなるのじぎくスポーツ大会を含め門戸拡大に努めるべきである。

2 アスリートの発掘・育成・強化

パラスポーツに取り組む中で技術等が向上し、パラリンピック等の国際大会を目指すことができる者もいるが、そうした者を新たに発掘した上で育成・強化を進めるとともに、発掘につながるようパラスポーツに積極的に取り組む選手の情報の集約、発信が必要である。

本県の全国障害者スポーツ大会でのメダル獲得数は本年度の鹿児島大会では全国8位、県ゆかりのパラリンピック出場選手数は増加するなど健闘しているが、本県出場選手のうち県内に拠点を置く選手の割合は減少するなど、県内での選手の強化支援の仕組みの構築が喫緊の課題となっている。

(1) パラアスリート交流会の充実等

県内の特別支援学校在学者数は年々増加しているものの、運動部数は1校あたり2～3部と低迷している。スクールバスの下校時間との兼ね合いなどにより部活動への参加が困難などの理由が考えられるが、生徒へのパラスポーツの普及が進んでいないことも一因であると考えられる。

現在実施しているパラアスリートとの交流会の充実を図り、応援協定締結企業と連携した一流アスリートとの交流会を定期的を開催するなど、運動部の結成及び部員のレベルアップに資する取組の強化が必要である。また、交流会の実施後にはパラスポーツに取り組みたい生徒を把握し、練習の機会を提供するなど、フォローアップの仕組みの構築が必要である。

(2) マルチサポート事業の充実

障害者スポーツ協会では、専門的指導者による技術指導や理学療法士と連携したりハビリ指導など多面的な支援を行うことにより総合的な競技力向上を図るマルチサポート事業を実施しているが、従来的一般向け(年齢制限無し)とともに今年度からジュニア向け(小中学生対象)事業に取り組んでいる。ただ、コロナ禍の影響もあり、一般向けは参加者が年々減少するとともに、ジュニア向けは開始間もなくのため周知が十分行き届いていないためか、参加者数が少ない(R5年度9月末時点:24人)。また、当事業の実施会場が限定された施設、地域であることから北部や中間部の会場で取り組むことが提案される。

民間スポーツ施設との連携や新競技の採用、実施地域の拡大等事業の充実を図るとともに、応援協定締結企業と連携し、パラアスリートによる指導の充実に取り組むべきである。また、ジュニア向けについては、特別支援学校のみならず保護者への情報提供を積極的に行うなど啓発活動の強化が必要である。

(3) 福祉事業所等での取組強化

放課後等デイサービスなどの福祉事業所では多くの障害者が活動しており、そうした場にパラスポーツを専門で学習した学生が就職すれば、スポーツの素質のある障害者の発掘につながると考えられる。大学でパラスポーツを勉強し資格を取得した学生の福祉事業所への就職支援や大学への福祉事業所の活動PR等を積極的に行うべきである。

(4) 選手の強化支援の仕組みの構築

全国障害者スポーツ大会のメダル獲得数は全国8位と健闘しているが、今後も兵庫県選手団の継続したレベルアップが必要である。ただ、当大会での結果が別の大きな大会への出場権につながらないなど、その後の強化につなげる仕組みがないとの指摘もされている。その背景には、「社会参加」という大会参加意義の歴史が現在もあることに起因する。

強化選手認定制度を創設し、障害に対する知識が十分にある指導者による指導の充実、障害者・健全者合同練習会の開催、県内スポーツ施設の開館前利用等による継続的な練習機会の確保により、選手の強化支援に積極的に取り組むべきである。

また、同大会参加者にはパラ連盟への選手登録を案内し、別の大会への出場を促すことなど、

継続した大会参加へのアプローチが必要である。

(5) 健常者の大会への障害者の出場機会の確保

競技力の高い障害者は健常者の大会に出場可能となっている一方で、地域によっては出場できないケースがある。また障害者の部ができては参加枠が少なく、特別扱いになっているとも指摘されている。

障害者が出場できる健常者大会の状況を把握した上で競技団体への情報提供を行うとともに、健常者大会の参加枠拡大の働きかけや、障害者スポーツ協会主導による大会開催についても検討すべきであるほか、県中体連、高体連との連携及び競技別の健常者、障害者の競技団体との連携にも留意していく必要がある。

(6) 県内企業・大学との連携

県内企業や大学でのパラアスリートの在籍状況の把握が十分にできていない中、企業の雇用や県内の大学での受け入れがまだまだ進んでいないとの指摘がある。

企業でのパラアスリートの生活安定策など、雇用拡大に向けた環境整備について検討を行うとともに、資格取得システムのある大学や応援協定締結大学と連携し、大学でのパラアスリート受入方策について検討を進めるべきである。

(7) 競技道具購入に当たっての支援

パラスポーツに取り組み、パラアスリートを目指していく上で、自身において競技用車いすなど高額の用具購入が必要となる場合には、個人の負担が大きいためスポーツの体験にとどまってしまう、競技につながっていかないとの指摘もある。

競技道具購入に係る支援制度を検討し、パラアスリートとして本格的に競技に取り組める環境整備を進めるべきである。

(8) J-STAR プロジェクトの誘致

オリンピックやパラリンピックを目指す未来のトップアスリートを発掘する機会となるイベントとして(独)日本スポーツ振興センター主催の J-STAR プロジェクトが実施されているが、兵庫県では測定会の実施施設がほとんどなく、参加者も若い人がいないと指摘されている。

県内で測定会を実施する施設を応援協定団体等に呼びかけ拡大するとともに、指導者がジュニア層が競技する場で選手を視察した上で参加を呼びかけるなど、地道な働きかけが必要である。

3 パラスポーツ指導者等の養成のあり方

障害者がスポーツに取り組むには、初心者であれアスリートであれ、優れた指導者の存在は欠かせない。県内の公認指導者数は増加しているものの、指導者の高齢化が進展し、都市部には多く、郡部に少ないなどの地域偏在も見られる。また県が実施する指導者養成講習会の参加者数も減少するなど、指導者養成の現状は厳しい状況にある。

(1) 障害特性に応じて指導できる指導者の育成

障害の特性については、身体や知的、精神など様々であり、その障害特性に応じた指導が必要であることから、指導者講習会には障害特性の理解を図るための講座を盛り込む必要がある。また、実際に指導者が指導を行う場合に、経験を積んだ指導者であっても、障害特性を理解した指導者と一緒に指導を行うことや、様々な種別の障害者が混在していると指導が困難になるため、障害特性に応じた参加者のグループ分けを行うなど工夫が必要である。

また、実際の指導の場には重度障害者の参加も想定されることから、指導者だけではなく、医療的人材も加えたチームでの指導体制の構築にも配慮すべきである。

(2) 指導者活動の活性化

県内では9つの地域に分かれて指導者が活動しているが、地域によって活動に温度差があり、中には活動していない指導員がいるというのが現状である。活動の活性化に向けて、指導者協議会から指導員への積極的な働きかけや、身近な活動の場が増えるよう指導者協議会が主体となって地元のスポーツクラブ21との連携強化などを進めていくべきである。

また、新たな指導者の確保という点からも、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等各地域団体の指導者がパラスポーツ指導者に関心をもつよう、パラスポーツに関する情報の共有や指導者協議会との連携を深めるとともに、福祉事業所の支援員については、パラスポーツに関する専門性が不足していることから、支援員にパラスポーツの魅力を伝え、パラスポーツの理解促進を図る機会を創出していくことが必要である。

(3) 若い指導者を増やす取組

指導者の高齢化が進んでいることから、特別支援学校と連携し、若い教員の指導者講習会等へ参加促進とともに、教育委員会の教員研修にユニバーサルスポーツ研修を位置づけ、教員に実地体験を行わせるなどの工夫が必要である。

また、指導者資格を取得しても活動の場がなく、生活に不安があるなどの指摘もされていることから、資格取得認定校と競技団体等とがネットワーク会議等を通じて連携を促進するほか、特別支援学校における活動機会の創出、資格取得した大学生の放課後等デイサービスへの就職支援など、行政として活動機会の創出を進めるべきである。

(4) 継続した指導者活動の支援

指導者がボランティアで参加しても評価されないとの指摘があり、活動にやりがいを持って継続できる環境づくりが必要である。自身の指導者活動の発信や、他の指導者の活動状況を把握することでモチベーションにつながるような仕組みを構築したり、活動の場として各種パラスポーツ体験会等のイベントに幅広く参加してもらえるよう特別支援学校や市町への呼びかけを強化し、連携の機会を創出していくことなども必要である。

4 パラスポーツ拠点施設のあり方

障害者がスポーツに取り組むには、優れた指導者とともに、実際にスポーツをする「場」が必要不可欠である。

現在、県内には県立、市町立、民間、主なスポーツクラブ等あわせて約350ほどの施設があるものの、各施設における障害者の利用状況やユニバーサルデザイン化等の状況については十分に把握できていない。また、実際に障害者への対応を行う際にも、身体障害者が利用の中心となる施設についてはハード面でのユニバーサルデザイン化が必要となる一方、知的や精神障害者が利用の中心となる施設では、ソフト面での対応が中心となるなど、障害特性に応じた対応が必要となる。

また、施設の利用に際しては、障害者が介助者なしでも一人で行けるよう施設へのアクセシビリティ向上にも留意する必要がある。

拠点施設のあり方を考える際には、普及の視点からは総合型地域スポーツクラブなど草の根レベルでの活動施設の充実が必要であり、アスリート強化、競技力向上の視点からは、中核拠点のように機能を集約するといった棲み分けにも留意が必要である。

(1) 各施設の状況把握・分析の実施

各施設において障害特性に応じたハード、ソフト両面での対応を検討していくには、既存施設の現状を十分に理解した上で進めていくべきであることから、各施設の障害者の利用状況、種目毎の

利用状況、ユニバーサルデザイン化の状況について、議論の前提として把握しておく必要がある。

ユニバーサルデザイン化の取組状況の検証にあたっては、取組状況を客観的に把握できるよう、各施設毎のランク付け評価システムについて検討すべきである。

また、現状把握を行った結果については、例えばアプリの導入により広く情報を提供するなど、施設利用の利便性向上につなげていくべきである。

(2) ハード面での対応(ユニバーサルデザイン化)

県ではパラスポーツの中核拠点として、県内2箇所の施設(障害者スポーツ交流館:神戸市西区、ふれあいスポーツ交流館:たつの市)を有しているが、老朽化が進み対応競技も限定されていることから、改修や新競技への対応が可能な設備の増設等の検討が必要である。また、圏域バランスや県内施設でプールが不足している状況に鑑みれば、新たに拠点施設を位置づけることが必要になる。

その他の県立・市町立施設や民間施設においても、調査結果を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を後押しする制度の創設について検討すべきである。その際には、施設の設計段階から障害者が参画するなど、障害者が使いやすい施設になるよう、幅広い関係者の参画が必要であるほか、合宿等での利用を考慮し練習場は宿泊施設に隣接して整備するといった配慮も必要である。

(3) ソフト面での対応

障害種別によっては、先に述べたように施設改修よりもソフト面での対応が必要になる場合がある。障害者の利用可能時間帯について、優先利用時間帯を設置するほか、スポーツの実施にあたり支援員の確保が必要となることから、行政による障害者対応支援員派遣事業等の創設を検討すべきである。

また民間施設の利用にあたり、障害者本人のみならず介助を行う支援員も利用料の負担が必要となれば、障害者が身近なスポーツ施設を気軽に利用できなくなることから、支援員に係る利用料の減免などについて拡充を行うべきである。

(4) モデル整備の実施

上記(2)及び(3)のような対応にあたっては、真に障害者が使いやすい施設を地域に増やしていくため、支援制度の本格実施に先立ち、民間施設の協力のもとモデル的にハード面やソフト面での対応を行った上で、さらなる課題抽出等を行い、普及の視点、競技力の向上の視点を踏まえた制度の改善により、全県的な施策展開につなげていくべきである。

(5) 圏域・市町レベルでの拠点施設の整備

兵庫県は、県内10圏域、41市町という地域性を有しており、(1)の現状把握、(4)のモデル整備を踏まえ、地域特性に応じた拠点施設を整備していく必要がある。市町の規模によっては、競技等に応じて複数の施設をまとめて市町レベルの地域拠点とすることや、圏域レベルでの活動拠点とすることも検討するなど、地元市町とも連携し、地元利用者のニーズにあった整備の検討を進めていくべきである。

(6) その他拠点となり得る施設への対応

これまで述べた施設以外にも、障害者がスポーツを行う拠点として想定できる施設は、例えば特別支援学校や公立小中学校、大学や廃校などいろいろある。それぞれの施設において障害者がスポーツを行う観点から必要となる対応について、市町等とも連携し、一般開放や障害者、指導者の受入等を積極的に検討していくべきである。

特に、大学については、現在県内9大学との間で「障害者スポーツ応援協定」を締結しており、練習場所の提供などの支援スキームは出来ているものの、一般開放や連携が進んでいない現状に

ある。規模やユニバーサルデザイン化の状況などからすると地域の拠点として活用される余地が十分にあるため、パラスポーツ活動の受け入れ促進が望まれる。

また、特別支援学校の生徒が学校終業後に利用している放課後等デイサービスについて、スポーツ練習の拠点として小中学校施設を活用するなど、放課後等デイサービスをパラスポーツの拠点として活用することも検討すべきである。

加えて、県内には総合型地域スポーツクラブや「スポーツクラブ 21 ひょうご」が整備されているが、特別支援学校生徒の放課後活動の受け皿となり得ることから、今後の積極的な受入が進むよう関係者の連携を強化するとともに、各クラブを支援する取り組みとして、当該クラブの指導者がパラスポーツ指導者の資格取得時に助成したり、パラスポーツ指導の有資格者の所属数に応じた運営資金の援助なども検討していくべきである。

その他にも、既に県内の一部市町では廃校となった体育館をスポーツ施設として利用している例もあるが、公民館とあわせ住民にとって身近な場所であり、パラスポーツ道具の保管場所といった活用方法もあることから、今後これらの施設の有効活用も検討すべきである。

5 福祉部局にあるパラスポーツ施策推進体制

兵庫県のパラスポーツは福祉部局が障害者スポーツ協会と連携し、障害者の社会参加の促進と福祉の増進に寄与するため、普及啓発活動のほか、選手の発掘・育成・強化、指導者等の人材育成、活動場所の提供に取り組んでおり、本県全体では、県民生活部及び福祉部において、それぞれが健常者及び障害者を対象として、施策を推進している状況にある。

一方、47都道府県における障害者スポーツの所管部局は、福祉部局が22、スポーツ部局が23、共管が2という状況であるものの、当分科会では、兵庫県は健常者と障害者が一緒の大会に出場して争うという状況ではないため、スポーツ部局のみで施策を担うというよりは、引き続き福祉部局とスポーツ部局が連携して取り組むべきではないかという意見があった。

また、スポーツ庁が示した地域における障害者スポーツの推進体制の在り方について、地方公共団体においては、スポーツ・福祉・医療健康・教育の各部局の連携を促進するとともに、国の支援事業の積極的な活用等により、地域のスポーツ団体、福祉団体、特別支援学校等の関係機関の連携体制を計画的に整備することが望ましいとの報告がなされている。

これらを踏まえると、本県では今後もパラスポーツ施策の推進を福祉部局が担うとする現状の体制を維持すべきであると考え、本県においても、これまで当分科会で提案のあった以下の事業等については、その実現に向けて両部の積極的な連携が必要である。

- ・ 障害者・健常者の合同練習会の充実、健常者の大会への出場機会の確保
(連携の視点: 障害者理解の促進及び障害者の競技力向上)
- ・ ユニバーサルなスポーツ施設調査・検討事業
(連携の視点: 障害者・健常者がともに使いやすいユニバーサルな施設の充実)
- ・ プロスポーツクラブとの連携、ニュースポーツの推進
(連携の視点: スポーツへのモチベーション向上及び誰もが参加しやすい環境づくり)

ユニバーサルスポーツ分科会 関係施策工程表

* 県:ユニバーサル推進課、スポ協:兵庫県障害者スポーツ協会、事業団:兵庫県社会福祉事業団

施策の柱・事業	短期 (R6から取り組むもの)	中期・長期 (R7以降の実施を見据えて検討)
1 パラスポーツの普及・理解促進 小俵・新銀・齋藤委員		
(1) パラスポーツ体験会・出前講座の充実	<p>パラスポーツ体験会の実施方法の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方部での開催(スポ協) ・ 地域のお祭りなどイベントとの連携(スポ協) <p>出前講座の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性に応じた対応(スポ協) ・ 周知が十分でなかった競技の講座の充実(スポ協) 	<p>パラスポーツ体験会の実施方法の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全県、定期的開催(スポ協) <p>ユニバーサルスポーツの創発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが参加しやすいスポーツの創発(スポ協)
(2) 官民連携イベントの充実	<p>応援協定締結団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体等関係者との定期的な会合(県・スポ協) ・ 団体との連携イベントの実施(スポ協) 	<p>応援協定締結団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健常者対象イベントへの障害者の参加(スポ協)
(3) 福祉事業所での取組強化	<p>福祉事業所における関係制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事業所のスポーツ活動の取り組みについて現状把握(県) 	<p>福祉事業所における関係制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インセンティブが働くような優遇策の実施(県)
(4) 全国障害者スポーツ大会の普及啓発の強化	<p>全国障害者スポーツ大会への取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者団体、福祉事業所等への普及啓発の強化(スポ協) 	<p>全国障害者スポーツ大会への取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選出基準の見直し(スポ協) ・ 地域性に配慮した選考(スポ協) ・ のじぎくスポーツ大会を含めた参加種目の門戸拡大(スポ協)
2 アスリートの発掘・育成・強化 岩見(大矢委員代理)、笠本委員		
(1) パラアスリート交流会の充実等	<p>パラアスリート交流会の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援協定締結企業との連携、定期的な実施(スポ協) ・ 参加者へのフォローアップの仕組みの構築(スポ協) 	
(2) マルチサポート事業の充実	<p>マルチサポート事業の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施地域の拡大(北部、中間部等)(事業団) ・ 応援協定締結企業との連携によるパラアスリート指導(事業団) ・ ジュニア向け事業の啓発活動の強化(保護者への情報提供)(県) 	<p>マルチサポート事業の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間スポーツ施設(会場)との連携(事業団) ・ 新競技の採用(事業団)
(3) 福祉事業所等での取組強化	<p>福祉事業所への就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学への福祉事業所の活動PR等就職支援(県) 	
(4) 選手の強化支援の仕組みの構築	<p>選手の強化支援に対する積極的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者・健常者合同練習会開催(スポ協) ・ 県内スポーツ施設の継続的な練習機会確保(スポ協) <p>様々な大会参加へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国大会参加者へのパラ連盟への登録案内(スポ協) ・ 別大会への出場の斡旋(スポ協) 	<p>選手の強化支援に対する積極的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強化選手認定制度創設(スポ協)

施策の柱・事業	短期 (R6から取り組むもの)	中期・長期 (R7以降の実施を見据えて検討)
(5) 健常者の大会への障害者の出場機会の確保	障害者の出場機会確保に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健常者大会の状況把握及び競技団体への情報提供(スポ協) ・ 県中体連、高体連との連携(県・スポ協) ・ 競技別の健常者、障害者の競技団体との連携(スポ協) ・ 障害者の参加枠拡大の働きかけ(スポ協) 	障害者の出場機会確保に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者スポーツ協会主導による大会の開催(県、スポ協)
(6) 県内企業・大学との連携	県内企業・大学との連携に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業・大学でのパラスポーツ在籍状況の把握(スポ協) 	県内企業・大学との連携に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業でのパラスポーツ雇用拡大に向けた環境整備に係る検討、働きかけ(県、スポ協) ・ 大学でのパラスポーツ受入方針に係る検討、働きかけ(県、スポ協)
(7) 競技道具購入に当たったの支援		競技道具購入の支援制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援制度の充実(県)
(8) J-STARプロジェクトの誘致	J-STARプロジェクト誘致に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援協定締結団体への測定会実施の呼びかけ(スポ協) ・ ジュニア層への積極的な参加呼びかけ(スポ協) 	
3 パラスポーツ指導者等の養成のあり方	木村委員、樽本委員	
(1) 障害特性に応じて指導できる指導者の育成	指導者育成の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者講習会での障害特性の理解を図るための講座の実施(スポ協) ・ 障害特性を理解した指導者との一体となった指導(スポ協) ・ 指導時の障害特性に応じた参加者のグループ分け、医療的人材を加えたチームでの指導体制の構築に係る周知(スポ協) 	
(2) 指導者活動の活性化	指導者活動の活性化に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者協議会から指導員への積極的な活動参加の働きかけ(スポ協) ・ 指導者協議会とスポーツクラブ21等各地域団体との連携強化(スポ協) ・ 各地域団体指導者へのパラスポーツ情報の共有(スポ協) ・ 福祉事業者支援員へのパラスポーツ体験機会の創出(スポ協) 	
(3) 若い指導者を増やす取組	若い指導者の増加に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校と連携した、若い教員への講習会等への参加促進、活動機会の創出(スポ協) ・ 教育委員会の教員研修へのエンパワースポーツ研修の位置づけ、実地体験(県) ・ 資格取得認定校と競技団体等とのネットワーク会議の開催(県、スポ協) 	若い指導者の増加に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格を取得した大学生の福祉事業所への就職支援(県)

施策の柱・事業	短期 (R6から取り組むもの)	中期・長期 (R7以降の実施を見据えて検討)
(4) 継続した指導者活動の支援	指導者活動の継続した支援の取組 ・協会HP等を活用した指導者活動状況の発信制度の創設(ｽｯﾌﾟ 協) ・特別支援学校、市町への指導者活用の呼びかけ強化(ｽｯﾌﾟ 協)	
4 パラスポーツ拠点施設のあり方	青山、三上、木村、笠本委員	
(1) 各施設の状況把握・分析の実施	既存施設の状況把握・分析に向けた取組 ・ハード・ソフト両面でのユニバーサルなｽｯﾌﾟ施設調査・検討事業(県) ・ｽｯﾌﾟ施設振興課と連携した施設情報等のアプリ導入(県、ｽｯﾌﾟ 協)	既存施設の状況把握・分析に向けた取組 ・状況把握を踏まえた、各施設毎のランク付け評価システムの作成(県、ｽｯﾌﾟ 協)
(2) ハード面での対応(ユニバーサルデザイン化)	ユニバーサルデザイン化に向けたハード面での取組 ・県立拠点施設の改修、新競技への対応が可能な設備の増設等の検討、新たな拠点施設の位置づけ(県) ・幅広い関係者の参画のもと、既存施設へのユニバーサルデザイン化支援制度の創設(県)	ユニバーサルデザイン化に向けたハード面での取組 ・宿泊施設に隣接した練習場の整備への配慮(県)
(3) ソフト面での対応	ユニバーサルデザイン化に向けたソフト面での取組 ・ｽｯﾌﾟ施設での障害者優先利用時間帯設置の検討、要請(県)	ユニバーサルデザイン化に向けたソフト面での取組 ・県内ｽｯﾌﾟ施設への障害者対応支援員派遣事業(県、ｽｯﾌﾟ 協) ・状況把握を踏まえた、障害者、支援員への施設利用料減免に向けた調整(県)
(4) モデル整備の実施		モデル整備に向けた取組 ・状況把握を踏まえたモデル整備、全県的な施策展開(県)
(5) 圏域・市町レベルでの拠点施設の整備		圏域・市町レベルでの拠点整備に向けた取組 ・地元市町と連携し、地域特性に応じた拠点施設の整備(県)
(6) その他拠点となり得る施設への対応	拠点となり得る施設の活用に向けた取組 ・市町等との連携による特別支援学校、公立小中学校、大学(特に応援協定締結大学)、廃校での一般開放、障害者、指導者の受入等の実施(県、ｽｯﾌﾟ 協) ・総合型地域ｽｯﾌﾟクラブ、ｽｯﾌﾟクラブ21ひょうごとの連携強化(ｽｯﾌﾟ 協) ・廃校となった体育館、公民館のﾊﾟﾗｽｯﾌﾟ道具の保管場所等の有効活用(ｽｯﾌﾟ 協)	拠点となり得る施設の活用に向けた取組 ・一般指導者のﾊﾟﾗｽｯﾌﾟ指導者の資格取得時の助成、運営資金援助制度の検討(ｽｯﾌﾟ 協)

**ユニバーサルスポーツ分科会
委員名簿**

区分	氏名	役職等
有識者	青山 将己	流通科学大学専任講師
障害者スポーツ	増田 和茂	県障害者スポーツ協会理事長
振興団体	三上 善子	ひょうごパラスポーツ指導者協議会副会長
地域拠点	小俵 千智	県特別支援教育諸学校長会会長
障害者団体	木村 佳史	県身体障害者福祉協会理事長
	齋藤 克己	県知的障害者施設協会副会長
	新銀 輝子	県精神福祉家族会連合会会長
一般スポーツ団体	樽本つぐみ	兵庫大学准教授
パラアスリート	大矢 勇氣	車いす陸上選手
	笠本 明里	パラ水泳選手